

第48号議案

指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせるため、下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 管理を行わせる施設

名 称 品川区立障害児者総合支援施設

所在地 東京都品川区南品川三丁目7番7号

2 指定管理者

名 称 社会福祉法人福栄会

代表者 理事長 西村 信一

所在地 東京都品川区東品川三丁目1番8号

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

（説明）障害児者総合支援施設の指定管理者を指定する必要がある。